

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携にかかる財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
 - ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和やインセンティブの導入
 - ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など
- より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさが増している。

広島県では、県内水道事業の経営・運営基盤の強化を図ることを目的として、令和2年6月、広島県水道広域連携推進方針(水道広域化推進プラン)を策定した。

この方針では、県内水道事業の経営組織を一元化する統合(経営統合)を目指しており、今後、賛同する市町とは令和3年度に準備組織を立ち上げ、令和5年度からの一元化した経営組織による事業開始に向け準備を進める予定である。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等との間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度当初予算等の状況

◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
395億円(前年度比101%)

課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、資本単価90円/m以下の事業者は対象外となっており、県内では交付金の対象から外れる事業者がいる。
また、本県では連携の効果が大きく期待できる県内水道事業の経営統合を目指しているが、交付税の措置率は、施設の共同化などの連携の効果が小さい形態と同率となっており、経営統合に賛同する県内の市町へのメリット付与になっていない。
- 水道事業の経営統合を推進する上で、準備段階から施設の再編整備までにかかる経費が多額になることから、こうした取組にインセンティブが働くよう、許認可申請等のソフト施策や施設整備への財政措置の拡大が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小に係る激変緩和措置などへの財政措置などの仕組みが必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	広域化に係る事業認可申請に要する経費	■	■
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	■
	広域連携に必要な料金格差の縮小に係る激変緩和措置	■	▲
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	▲	▲

凡例:○…財政支援制度がある(条件付き) ■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

【水道事業の広域化に係る既存の財政措置】

- ・広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置